

資料1

**「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」
に関するとりまとめ**

令和7年11月

**高齢福祉課
介護保険課**

目 次

1 国の示す主な検討事項	1
2 「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 方向性	2
3 今後のスケジュール	3
国資料「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ	4

「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」に関するとりまとめ について

1 国の示す主な検討事項

次期介護保険制度改正に向けては、高齢化の進展（85 歳以上人口の増加）、生産年齢人口の減少に対応し、介護人材の確保が課題の中、地域の介護需要に応じて、サービス確保を図っていく必要があります。

こうした中、2040 年に向けて、人口減少のスピードは地域によって異なり人口構造も大きく変わっていく中で、介護サービスをどう確保するかが課題であり、国では、このような時間軸・地域軸を踏まえた検討について、介護現場の方も含めた検討会（「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会）を立ち上げ、議論することとされています。

「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で検討するテーマ

- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・地域共生社会の実現
- ・介護予防・健康づくりの推進
- ・持続可能性の構築・介護人材確保 等

令和 6 年 12 月 23 日 社会保障審議会介護保険部会

2 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ

令和7年7月28日に開催された社会保障審議会介護保険部会において、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめが報告されており、今後、介護保険部会等関係審議会でさらに議論がされることとなっています。

(1) 基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向けて深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生

(2) 方向性

① サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

- ・ 2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と主に3つの地域に分類して、それぞれに応じた対応を検討。

○ 「中山間・人口減少地域」

- ・ サービスが減少する中、様々なサービスを組み合わせて維持・確保できるよう地域のニーズに応じた柔軟な対応（配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携など）

○ 「大都市部」

- ・ ICTやAI技術など民間活力を活用するなど需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応

○ 「一般市等」

- ・ サービス需要が増減する中、既存の介護資源等を有効活用しサービスを過不足なく確保するための適切な対応

② 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援

- ・ 2040 年に向けて、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保は最大の課題。処遇改善をはじめとする人材確保の取組を進めるとともに、地域単位でも、専門機関等の連携を図り、雇用管理・生産性向上、事業者間の協働化など、経営改善に向けた支援を実施。

③ 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

- ・ 2040 年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護、介護予防、生活支援等の包括的な確保を図る必要があり、そのためには、地域資源を把握・分析し、様々なサービスや事業の組み合わせや連携を図っていく必要。

④ 福祉サービス共通課題への対応

- ・ 2040 年に向けて、中山間・人口減少地域をはじめ、地域において分野ごと及び分野を超えた事業者の連携や関係者の連携を更に進め、福祉サービス提供体制や支援体制を構築していく必要。こうした福祉サービス提供体制等の確保に向けた方策を行うことで、地域住民を支えるための包括的支援体制の整備もあわせて推進し、地域共生社会の実現を図っていく。

3 今後のスケジュール

国から、令和 8 年 2 月に「次期計画の基本指針について記載を充実する事項（案）」が、令和 8 年 3 月に「次期計画に関する基本的な考え方」が示される予定であり、それらを踏まえた上で、本市が実施する各種調査結果を基に、地域の現状を加味しながら、「第十一次山口市高齢者保健福祉計画・第十次山口市介護保険事業計画」を策定することとなります。

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ（概要）

令和7年7月25日

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方（概要）

- 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する中、地域包括ケアシステムを深化し、全ての地域において、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けるながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を関係者の連携のもと確保する**
地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を深化：2040年に向けて、医療・介護、介護予防、認知症ケアへの切れ目のない提供（地域の提供体制確保）
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保：高齢者の介護サービス需要に地域差。2040年にかけた需要の変化を踏まえた対応
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援：処遇改善など人材確保の取組の充実。地域単位でも専門機関等の関係者が連携して支援を行い、雇用管理による人材の定着、テクノロジー導入・タスクシフト／シェア、協働化など経営改善をあわせて図っていく
- ④ 地域の共通課題と地方創生：介護をはじめ福祉の現場は特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動の課題、生産性向上の必要性など、他分野と共通課題。その解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

（1）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築

- 2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、高齢者介護について、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築
- 「中山間・人口減少地域」：サービスを維持・確保するための柔軟な対応
 - ・ サービス需要が減少する中、様々なサービスを組み合わせて維持・確保できるよう、地域のニーズに応じた柔軟な対応（配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供などの検討）
 - ・ 地域の介護機能の維持等のため、地域の介護を支える法人等への支援、社会福祉連携推進法人の活用促進
 - 「大都市部」：需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応
 - ・ サービス需要が急増する中、人と民の多様なサービスに加え、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤の整備
 - ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に対応可能な、ICT技術等を用いた24時間対応可能な効率的かつ包摂的なサービスの検討
 - 「一般市等」：サービスを過不足なく確保するための適切な対応
 - ・ サービス需要が増減する中、既存の介護資源等を有効活用しサービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と柔軟な対応

(1) 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築（続き）

○ 支援体制の構築

- ・ サービス提供体制の中、他分野とも連携した支援体制が必要。医療も含め、地域における介護サービス提供体制の状況をエリア別に見える化し、地域で状況把握・分析、関係者間の共有・議論。介護保険事業計画等のあり方の議論の中で位置づけを検討

<福祉サービスとの共通課題への対応>

- ・ 地域のサービス需要に応じた提供体制や支援体制について、障害福祉、保育においてもその特性を踏まえつつ、高齢者介護と同様に構築。特に、中山間・人口減少地域では配置基準の弾力化など柔軟な対応。保育は多機能化も推進
- ・ 社会福祉連携推進法人をはじめ、事業者間の連携・協働化を促進して提供体制を構築することが重要

(2) 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援

2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保は最大の課題。処遇改善をはじめとする人材確保の取組を進めるとともに、地域単位でも、専門機関等の連携を図り、雇用管理・生産性向上、事業者間の協働化など、経営改善に向けた支援を実施

○ 国や地方における介護人材確保に向けた取組

- ・ 貸上げや処遇改善の取組の推進
- ・ 地域における人材確保状況等の見える化・精緻な分析、対策の検討
- ・ 地域の公的な機関等の連携やプラットフォーム機能の充実等（（4）で詳述）
- ・ 入門的研修の強化、業務の整理・切り出し、タスクシェア／人材シェア、多様な人材とのマッチング
- ・ 若い世代に向けた介護の魅力向上
- ・ 常勤化支援
- ・ 外国人材の定着支援や就労・生活環境整備
- ・ 養成施設の環境整備

○ 雇用管理等による介護人材の定着に向けた取組

- ・ 介護事業者の適切な雇用管理（ハラスマント対策含む）
- ・ 介護人材の多様なキャリアモデルの見える化・キャリアアップの仕組み
- ・ オンラインを含めた教育・研修への位置付け、試験制度における取組

○ 職場環境改善・生産性向上の取組

- ・ 生産性向上による業務効率化等で得た時間で職員への投資を図り、質の向上や介護人材定着を促すことが重要
- ・ テクノロジー導入・運営支援、介護助手等によるタスクシフト／シェア
- ・ デジタル中核人材の育成、科学的介護の推進、生産性相談窓口による伴走支援。介護記録ソフトやAIなど在宅の技術開発、研究開発

○ 介護事業者の経営改善に向けた支援

- ・ 都道府県単位で雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築（地域の専門機関や専門職等との連携）

○ 他事業者との協働化、事業者間の連携、大規模化

- ・ 小規模の良さを活かし、大規模化によるメリットを示しつつ、間接業務効率化や施設・設備の共同利用など、協働化や事業者間連携をまずは推進。大規模化を事業者間でも進めるとともに、社会福祉連携推進法人の活用が進む仕組みを検討

<福祉サービスとの共通課題への対応>

- ・ 介護分野と同様の課題を有しており、障害福祉、保育それぞれの分野の特性に応じそれぞれ取組を推進（各分野での業務の標準化やテクノロジー導入等）
- ・ 地域の事業者や関係者間の連携は、人材確保、職場環境改善・生産性向上、経営支援のため重要な

(3) 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

- 2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護・サービスや事業の組み合せや連携を図る必要があり、そのためには、地域資源を把握・分析し、生活支援等の包括的な確保を図る必要がある。
- 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携
 - ・ 地域包括ケアにおける医療介護連携の強化。退院して在宅復帰するまでの老人保健施設、地域の中小病院等の医療機関の役割が重要（医療・介護資源の地域差を踏まえて対応していく必要）
 - ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
 - 介護予防・健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業等
 - ・ 地域リハビリテーション体制、「通いの場」の取組、サービス・活動C、一体的実施等の介護予防関連施策の連携と専門職等の適切な関与の促進
 - ・ 総合事業の充実やインセンティブ交付金の改善
 - ・ 介護予防支援拠点の整備
 - 認知症ケア
 - ・ 医療、介護、生活支援、権利擁護・意思決定支援等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進
- (4) 福祉サービス共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）
- 2040年にかけて、中山間・人口減少地域をはじめ、地域において分野ごとに及び分野を超えた事業者の連携や関係者の連携を更に進め、福祉サービス提供体制や支援体制を構築していく必要。こうした福祉サービス提供体制等の確保に向けて下記の方策を行なうことで、地域住民を支えるための包括的支援体制の整備もあわせて推進し、地域共生社会の実現を図っていく。
- 法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方
 - ・ 福祉医療機構（WAM）による優遇融資に加え、経営サポート事業、分析スコアカードの活用による法人の経営課題の早期発見・早期対応・法人間の合併に係るマッチング支援や手続の明確化
 - ・ 地域の中核的なサービス提供主体がバッカオフィス業務をとりまとめるなど、地域において協働化や連携を進めていく仕組みについて、そのインセンティブの検討
 - ・ 社会福祉連携推進法人において、一定の要件の下で社会福祉事業の実施等によるサービス提供体制確保・協働化の推進、事務負担軽減
 - 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
 - ・ 都道府県単位で、関係者間で地域の現状共有、課題認識、協働して課題解決に取り組むためのネットワーク機能の充実
 - ・ 「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」など地域の個別課題に応じたプロジェクトを創設し実践的な取組を推進、公的機関による支援、リカレント教育の実施
 - ・ 介護分野に限らず、福祉人材全体の確保につながるよう機能の充実、多様な専門職に係る関係機関との連携と多職種協働の推進
 - 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
 - ・ 中山間・人口減少地域においてサービス維持のため、介護、障害福祉、保育などの福祉施設等について、横断的な観点も含め、既存施設の有効活用・地域の実情に応じた柔軟な活用
 - ・ 不動産の所有要件、転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制の緩和の検討（経過年数10年未満の場合の全部転用等）

今後の予定

本とりまとめは、社会保障審議会介護保険部会や社会保障審議会等の関係審議会に報告し、制度改正に向けた議論を行っていく。